

議員定数の変遷

○ 広島県議会の議員定数の変遷については、次のとおりである。

適用 選挙	特別委員会 設置期間	直近の国勢調査 確定値 ^(備1)		法定数 (備2) (人)	条例 定数 (人)	削減率 (%)	備考
H3.4	-	S60	2,819,200	71	69	2.8	
H7.4	H4.3~4.12	H2	2,849,847	72	70	2.8	佐伯区1増
H11.4	-	H7	2,881,748	72	70	2.8	
H15.4	H13.9~13.12	H12	2,878,915	72	70	2.8	
H19.4	H17.7~18.7	H17	2,876,642	72	66	8.3	呉、府中・神石、 三次、庄原各1減
H23.4	-	H17	2,876,642	72	66	8.3	
H27.4	H24.3~25.9	H22	2,860,750	(72)	64	(11.1)	安佐南区1増 呉、尾道、福山各1減
H31.4	H29.12~30.7	H27	2,843,990	(72)	64	(11.1)	
R5.4	R3.12~4.6	R2	2,799,702	(71)	64	(9.9)	

備考

1 県議会議員選挙時に公表されている直近の国勢調査確定値を記載。

2 県議会議員の上限数に係る地方自治法の規定(第90条)について

(1) 平成15年1月1日施行で改正された。

ア 改正趣旨～法定数の趣旨が総定数から上限数に変わった。

改正前：法定数＝総定数で、法定数によらない場合にのみ減数条例を定める。

改正後：上限数の範囲内で必ず条例で総定数を定める。

イ 改正内容(ただし、人口100万人以上の都道府県に限る。)

改正前：40人+人口70万から100万までの部分、人口5万を加えるごとに1人
+人口100万以上の部分、人口7万を加えるごとに1人(上限120人)

改正後：45人+人口93万を超える数が7万人を増すごとに1人(上限120人)

(2) 平成23年8月1日に撤廃された。